(証券コード2812)
平成28年６月14日

株主各位

静岡県焼津市小川新町５丁目８番13号
焼津水産化学工業株式会社
代表取締役社長　山田　潤

第57期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時

２．場　　所　静岡県焼津市三ヶ名1550番地
焼津市文化センター１階　小ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項

１．第57期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第57期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および現行定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（http://www.yskf.jp/ir/kabunusisoukai.html）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の概況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済を取り巻く環境は、政府の経済政策の効果により、雇用・所得環境の改善がみられ、全般的には穏やかな景気回復基調が続いているものの、個人消費の動きは節約志向の強まりがみられることにより弱さが継続しており、また、中国をはじめとする新興国等の景気の下振れ懸念などもあり、実態経済の先行きは依然として不透明な状況となっています。

このような中、当社グループでは、中期経営計画「Change & Challenge」の最終年度にあたり、自らが“変化”し、新しいことに“挑戦”していく企業風土を醸成しながら、さらなる企業価値向上と持続的な成長の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。

具体的には、YSK再興戦略として、i. 事業構造改革の実施、ii. 収益重視の営業推進、iii. 新規事業領域（「B to C」市場）の進展、iv. Only One、差別化商品開発・上市の継続、v. 海外第２拠点の確立、vi. 攻めのガバナンスとROEの向上を掲げ、既存事業においては、値上げによる収益改善を図るとともに、通信販売事業における化粧品「NAG＋」シリーズの販売推進や農業分野への進出など新規事業領域の拡大に注力してきました。また、製造面では、低採算製品の統廃合をはじめとした事業の構造改革を行い、３工場（静岡・吉田・榛原）の閉鎖等を実施するなど、生産性および収益性の向上に向けた取り組みを着実に進めてまいりました。この中で、平成28年３月31日付けで連結子会社である大連味思開生物技術有限公司の出資持分の全部を譲渡しております。（詳細につきましては平成28年３月25日に公表いたしました「子会社の出資持分譲渡に関するお知らせ」をご参照ください。）

以上の結果、売上面につきましては、景気回復の期待感に支えられて、加工食品用の調味料の需要が回復基調を維持しておりますが、機能食品は、事業構造改革に係る医療栄養食事業の撤退による減収に加え、健康食品市場の競争激化に伴う取引先の需要が減少したほか、水産物のOEM加工が減少するなど、連結売上高は185億83百万円（前年同期比８億２百万円、4.1％減）となりました。利益面につきましては、事業構造改革による低採算事業の整理に取り組んだものの、円安による原材料価格の上昇など製造経費の増加をカバーするべく対応した製品価格値上げの推進が遅れたほか、化粧品通販事業の販促に係る費用が

増加したことから、連結営業利益は６億66百万円（同２億78百万円、29.5％減）、連結経常利益は、６億77百万円（同３億79百万円、35.9％減）、その他、事業構造改革に伴う事業再編損など特別損失の計上などにより、親会社株主に帰属する当期純利益は６億34百万円（同46百万円、6.8％減）となりました。

当連結会計年度のセグメント別の業績は以下のとおりです。

なお、当連結会計年度より、販売費および一般管理費の配賦方法を変更しております。このため、前連結会計年度のセグメント情報については、配賦方法の変更を反映した修正後の数値となっております。

ａ．調味料

調味料は、主に加工食品メーカー向けの液体調味料や粉体調味料の製造販売および各種わさび類他香辛料の製造販売です。粉体製品が前年同期比8.5％増、液体製品が前年同期比3.8％増と好調に推移したことで、売上高は89億６百万円（前年同期比４億45百万円、5.3％増）、セグメント利益（営業利益）は、値上げの推進が遅れたほか、平成26年８月に稼動した掛川工場の固定費負担に係る影響により、６億54百万円（同１億72百万円、20.9％減）となりました。

ｂ．機能食品

機能食品は、機能性食品素材および機能食品の製造販売および医療栄養食のOEM製造販売ですが、昨年から引き続き健康食品市場の競争激化に伴う取引先の受注減少、期初に計画したとおりに実施した医療栄養食事業の撤退による８億58百万円の減収が主要因となり、この結果、機能性食品素材、機能性食品および医療栄養食が減収となりました。売上高は46億７百万円（同12億３百万円、20.7％減）、セグメント利益（営業利益）は６億20百万円（同28百万円、4.9％増）となりました。

ｃ．水産物

水産物は、主に冷凍鮪・冷凍鰹の原料販売ならびに加工製品の製造販売です。海外向け販売の回復や外食関係の需要増加によりマグロ販売が好調に推移しましたが、問屋部門、加工部門、倉庫部門の物量の減少などにより、売上高は36億74百万円（同１億16百万円、3.1％減）となりました。セグメント利益（営業利益）は８百万円（同14百万円、63.9％減）となりました。

ｄ．その他

その他は、その他商品の販売ですが、売上高は13億94百万円（同71百万円、5.4％増）、セグメント損失（営業損失）は化粧品通販事業の販売促進に伴う広告宣伝費の増加により64百万円（前年同期はセグメント利益47百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に要した設備投資の総額は、１億62百万円であり、その主なものは、生産能力の維持・向上を主体とした既存設備の更新であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資または社債発行等による非経常的な資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

平成28年３月31日付で、当社は、連結子会社である大連味思開生物技術有限公司の出資持分の全部を丸啓鰹節株式会社へ譲渡いたしました。これにより、大連味思開生物技術有限公司は当社の連結子会社ではなくなりました。

(2) 財産および損益の状況

区　　分	第54期 平成24年度	第55期 平成25年度	第56期 平成26年度	第57期 平成27年度
売　上　高(百万円)	20,813	19,855	19,386	18,583
経　常　利　益(百万円)	1,456	1,318	1,056	677
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	886	921	680	634
1株当たり当期純利益	63円52銭	69円52銭	53円59銭	51円16銭
総　資　産(百万円)	21,626	23,606	24,955	22,604
純　資　産(百万円)	18,190	18,863	19,196	18,663
1株当たり純資産額	1,352円39銭	1,462円98銭	1,548円01銭	1,505円09銭

(注) 1.「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年９月13日) 等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しています。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
マルミフーズ株式会社	100百万円	100%	水産物の加工・販売
UMIウェルネス株式会社	50百万円	100%	健康食品の通信販売

(注) 前連結会計年度末において連結子会社であった大連味思開生物技術有限公司は、平成28年３月31日付で出資持分の全部を譲渡したことに伴い、連結子会社から除外しております。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、平成25年５月に中期経営計画「Change ＆ Challenge」（以下「前計画」といいます。）を発表し、その後、平成27年10月30日に公表のとおり数値計画を修正いたしました。当連結会計年度は、前計画の重点施策を継続・遂行するとともに、事業構造改革として低採算事業の整理を進め、本年３月末日をもって前計画を終了しました。新たな中期経営計画「YSK Priority」（以下「新計画」といいます。）は、これまでの事業構造改革を背景に、当社の“強み分野へ集中”できる体制が整備できたことから、基本戦略として３つの柱（（ⅰ）収益基盤の確立、（ⅱ）新規事業領域の拡大、（ⅲ）人・組織機能の強化）に注力し、以下の重点施策を推進していく所存です。

① 収益基盤の確立

事業構造改革による低採算事業の整理や資産のスリム化を実行しました。これにより既存事業では、当社グループの強みである水産系の天然素材を原料とした調味料、機能性食品素材に、さらに集中してまいります。過去からの技術と品質に裏付けされた営業・開発体制の下、営業力の強化を図り、より強固な収益基盤の確立を目指します。

稼働３年となる掛川工場（静岡県掛川市）は、さらに安定品質・安定稼働を確保するしくみを構築することにより、より一層「食の安全・安心」を提供できる主要拠点に進化させます。

② 新規事業領域の拡大

日本食の広がりや当社独自の素材を背景に、ASEAN地域の販路拡大は、経営資源をASEAN地域へ集中投下し、具体的な拠点開設に向けたステップに移行します。水産系の調味料の需要を掘り起こして販路拡大を図るほか、機能性調味料の展開に注力します。機能性素材では、ASAEN各国のローカルニーズを取り込み、成長分野に育成するべく販路の拡大に取り組みます。

B to C事業においては、素材開発から末端販売までの一貫体制が強みとなり、売上の増加に収益が伴うよう、効率的な広告宣伝を実施します。

③ 人・組織機能の強化

変化の激しい経営環境にあって、グループ経営基盤をより盤石にすることを目指し、それを支える人・組織の機能を整備・強化してまいります。新中期経営計画の推進には、グループ全体が有機的に行動できる環境整備が必要であり、教育体系を含む人材育成プログラムの再構築を行います。

当社グループを取り巻く環境は、厳しい状況ではありますが、さらに事業領域の深化と拡大を並行して進めつつ、経営基盤を充実させていく所存です。株主の皆様におかれましては、さらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、次の製品を主体とした製造・販売ならびに関連商品の販売を行っています。

区　分	主　要　品　目
調　味　料	各種エキス、各種オイル、各種スープ、各種粉体調味料、風味調味料、各種具材・惣菜、各種低塩調味料、調味料類受託加工、各種わさび類他香辛料など
機 能 食 品	各種海洋機能性素材、キチン・キトサン・オリゴ糖類、各種機能食品、各種機能食品受託加工など
水　産　物	冷凍マグロ・カツオ加工、水産物問屋業、倉庫業など
そ　の　他	その他商品など

(6) 主要な営業所および工場（平成28年３月31日現在）

①　当社

名　　称	所　在　地
本　　社	静岡県焼津市
静 岡 本 部	静岡県静岡市駿河区
焼津・団地工場	静岡県焼津市
大 東 工 場	静岡県掛川市
掛 川 工 場	静岡県掛川市
東 京 営 業 所	東京都品川区
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市淀川区
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市千種区
九 州 営 業 所	福岡県福岡市博多区

（注）　本社所在地は上記のとおりでありますが、実際の本社業務は静岡本部で行っております。

②　子会社

名　　称	所　在　地
マルミフーズ株式会社	静岡県静岡市駿河区
ＵＭＩウェルネス株式会社	東京都新宿区

（注）前連結会計年度末において連結子会社であった大連味思開生物技術有限公司は、平成28年３月31日付で出資持分の全部を譲渡したことに伴い、連結子会社から除外しております。

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
233（49）名	△71（△36）名

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。
２．使用人数が当連結会計年度に71名減少しておりますが、これは連結子会社であった大連味思開生物技術有限公司の出資持分の全部を譲渡し、連結子会社から除外されたこと等によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
202（12）名	△25（△28）名	36.6歳	13.0年

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	1,600百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．　会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

①　発行可能株式総数　　50,000,000株
②　発行済株式の総数　　13,056,198株（自己株式656,362株を含む）
③　株主数　　16,985名
④　大株主（上位10名）

株　　主　　名	持 株 数（株）	持株比率（%）
日油株式会社	1,504,807	12.14
株式会社静岡銀行	598,100	4.82
鈴木　ミツエ	530,082	4.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	367,800	2.97
焼津信用金庫	321,371	2.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	226,300	1.83
丸啓鰹節株式会社	222,300	1.79
高田　隆右	200,000	1.61
中野　新之助	188,000	1.52
松村　貞敏	179,101	1.44

（注）　自己株式656,362株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤　その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況（平成28年３月31日現在）

①　当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
平成26年３月28日開催の取締役会決議による新株予約権
a．新株予約権の払込金額　１個につき800円
b．新株予約権の行使価格　１株につき932円
c．新株予約権の行使条件
当社が平成25年度に策定した中期経営計画に準じて設定された下記に掲げる条件を達成した場合にのみ、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数（１個未満の端数は切捨て）を行使することができる。
・平成28年３月期の監査済みの当社連結損益計算書において連結営業利益が2,000百万円を超過した場合

行使可能割合：60％

・平成28年３月期の監査済みの当社連結損益計算書において連結営業利益が2,100百万円を超過した場合
行使可能割合：80％

・平成28年３月期の監査済みの当社連結損益計算書において連結営業利益が2,200百万円を超過した場合
行使可能割合：100％

d. 新株予約権の行使期間　平成28年７月１日から平成29年６月30日まで

e. 当社役員の保有状況

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有人数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	314個	普通株式　31,400株	６人
社外取締役（監査等委員を除く）	48個	普通株式　4,800株	１人
取締役（監査等委員）	24個	普通株式　2,400株	１人

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

３．　会社役員の状況

(1) 取締役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本和広	
代表取締役	松田秀喜	営業本部長
取締役	大橋弘明	営業本部副本部長兼海外営業部長 兼大連味思開生物技術有限公司董事長
取締役	石川眞理子	品質保証室・内部監査室管掌
取締役	山田　　潤	経営統括本部長兼経営企画部長 兼マルミフーズ株式会社監査役 兼ＵＭＩウェルネス株式会社監査役
取締役	田中勝弘	生産本部長兼購買部長
取締役	澤本猪三雄	
取締役（監査等委員）	加藤　　康	
取締役（監査等委員）	高藤忠治	
取締役（監査等委員）	小山圭子	

（注）１．取締役澤本猪三雄氏、高藤忠治氏および小山圭子氏は、社外取締役であります。
２．監査等委員加藤　康氏は、常勤の監査等委員であります。内部監査部門との連携強化および情報収集と共有化による監査等委員会の実効性の確保のため、常勤の監査等委員を選定しております。
３．当事業年度中の役員の異動は、以下のとおりです。
・石野達佳氏および豊田建吾氏は、平成27年６月26日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任いたしました。
・当社は、平成27年６月26日付で監査等委員会設置会社に移行し、本移行に伴う任期満了により齋藤　滋氏は監査役を退任し、高藤忠治氏および小山圭子氏は監査役（社外）を退任いたしました。
・山田　潤氏および田中勝弘氏は、平成27年６月26日開催の第56期定時株主総会において、取締役に選任され就任いたしました。
・平成27年６月26日開催の第56期定時株主総会において、加藤　康氏は監査等委員である取締役に選任され就任し、高藤忠治氏および小山圭子氏は監査等委員である取締役（社外）に選任され就任いたしました。
４．監査等委員は、以下のとおり、知見を有しています。
・加藤　康氏は、当社業務に関して豊富な知識と経験を有しています。
・高藤忠治氏は、株式会社静岡銀行において平成15年６月に取締役常務執行役員支店営業担当営業副本部長、平成17年６月に取締役副会長を、また、平成19年６月に静岡不動産株式会社代表取締役社長、平成20年６月に代表取締役会長、平成25年６月に取締役会長を歴任し、経営者をしていました。
・小山圭子氏は、社会保険労務士としての豊富な知識と経験を有しています。
５．当社は、取締役澤本猪三雄氏、高藤忠治氏および小山圭子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
６．平成28年４月１日付にて、以下のとおり、代表取締役の異動がありました。
代表取締役社長　山田　　潤（旧役職　取締役執行役員 経営統括本部長兼経営企画部長）
取締役会長　　山本　和広（旧役職　代表取締役社長）

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9名 (1)名	110百万円 (16)百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2)名	16百万円 (8)百万円
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2)名	4百万円 (1)百万円
合計	15名	131百万円

（注）1．上記には、平成27年６月26日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名および監査役１名を含んでおります。
2．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
3．取締役（監査等委員を除く）の報酬等限度額は、平成27年６月26日開催の第56期定時株主総会において年額２億2,000万円以内（うち、社外取締役分は年額2,000万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。
4．取締役（監査等委員）の報酬等限度額は、平成27年６月26日開催の第56期定時株主総会において年額4,000万円以内と決議いただいています。
5．監査役の報酬等限度額は、平成19年６月28日開催の第48期定時株主総会において年額4,000万円以内と決議いただいています。

(4) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

②　主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況
a．取締役会、監査役会および監査等委員会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（４回開催）		監査等委員会（６回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 澤本 猪三雄	13回	100%				
取締役（監査等委員） 高藤 忠治	13回	100%	4回	100%	6回	100%
取締役（監査等委員） 小山 圭子	13回	100%	4回	100%	6回	100%

（注）当社は、平成27年６月26日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。高藤忠治氏および小山圭子氏の取締役会への出席回数は、移行前の期間を含んでおり、監査役会への出席回数は、移行前の期間に関わるものであります。

b．取締役会、監査役会および監査等委員会における発言状況

取締役澤本猪三雄氏は、取締役会に出席し、主に専門的見地から妥当性・適正性の確保のための助言および提言を適宜行っています。

取締役（監査等委員）高藤忠治氏および小山圭子氏は、取締役会に出席し、主に専門的見地から妥当性・適正性の確保のための助言および提言を適宜行っています。また、監査役会および監査等委員会においても、監査の方法その他監査役および監査等委員の職務の執行に関して、適宜、公正かつ効率的な監査業務運営のための意見表明をしています。

4．　会計監査人の状況

(1) 名称

芙蓉監査法人

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

５．　会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

ａ．当社グループ全体に係る「企業倫理規範」を整備し、代表取締役社長が率先垂範するとともに、繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しています。

ｂ．代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置して、当社グループ全体のコンプライアンス体制に係る規程の改廃およびコンプライアンス体制上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に付議・報告します。規定されたコンプライアンス体制は、経営企画部が事務局となって運営・管理しています。

ｃ．「企業倫理規範」に則り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体などに対して、一切の関係を遮断し不当な要求には断固として拒否しています。

ｄ．法令・定款違反行為が発覚した場合の対応については、リスク・コンプライアンス事務局が速やかに社内外への対応を行うための規定に基づいて実施し、当該取締役・使用人に対する具体的な処分については、「就業規則」の定めによって決定しています。

ｅ．財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制評価の基本方針」を定めるとともに財務報告委員会を設置して、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持および向上を図っています。

② 当社および子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ａ．当社および子会社の取締役の職務遂行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存しています。当社および子会社の取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧することが可能になっています。

ｂ．「情報管理規程」に則って、保存した情報を管理しています。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．当社グループのリスク管理体制を「リスク・コンプライアンス管理規程」に定め、管理状況をリスク・コンプライアンス委員会に報告・運用しています。

ｂ．品質に係るリスクについては、「クレーム処理規程」に則って品質不良に対する再発防止策の実施等により管理を行うとともに、IS09001の継続による経営管理システムの向上を図っています。

ｃ．災害に係るリスクについては、「緊急時の基本的行動指針」および「地震・津波対策マニュアル」を制定し、経営統括本部を全社横断的な統括責任部署としています。

ｄ．情報セキュリティに係るリスクについては、「情報管理規程」「情報システム管理規程」に則り、人的、技術的、物理的対策を整備するとともに、経営統括本部が全社横断的な統括管理を行っています。

ｅ．その他のリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っています。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対処するものとし、緊急を要する事態が発生した際には、「不祥事件発生時の対応規程」「地震・津波対策マニュアル」に則って、速やかに全社横断的な対応を実施しています。

④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．「職務権限規程」に則り、会社の権限分配・意思決定ルールに基づく効率的な業務を確保しています。

ｂ．当社および子会社の取締役を構成員とする経営会議を設置し、月次業績のレビューと改善策の実施などを審議し、迅速に推進しています。

ｃ．当社の取締役会による中期経営計画の承認、中期経営計画に基づく年次、事業部門毎の業務計画と予算の設定に基づき、当社の取締役会にて３ヵ月毎に計画の進捗報告を実施しています。

ｄ．ＩＲ担当取締役を設け、適切な適時情報開示とＩＲ説明会の推進により、適正な会社情報の公表により社内外への理解を得ることを徹底しています。

⑤ その他当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a．当社およびグループ会社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各　社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、グループ各社の事業に関して監督する取締役を任命し、定期的に業況報告を受けています。

b．これらの運用を明文化するために「子会社管理規程」を設け、当社子会社の取締役等からの報告を受ける体制を確保し、当社子会社を管理運用しています。なお、法令遵守については、グループ全体のコンプライアンス体制にて管理しています。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、ならびにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a．当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、内部監査室の使用人が兼務し、その使用人との適切な連携によって、実効的な監査等委員会監査を補完するものとしています。

b．当社の監査等委員会は、特定の業務における監査において、代表取締役社長および当該業務の所管取締役の承認を得て、内部監査室または当該部署の職員を指名するとともに、合理的な範囲で監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、当社の監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関しては代表取締役社長および当該部署の所管取締役等の指示命令に優先することを徹底しています。

⑦ 当社および子会社の取締役および使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

a．当社および子会社の取締役または使用人等は、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事案が生じた場合は、速やかに当社の監査等委員会に報告することを徹底しています。

b．報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査等委員会との協議により決定しています。

⑧ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社に周知徹底しています。

⑨ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に対して法令に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じています。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a．当社の監査等委員会と代表取締役社長および各取締役は、必要に応じ、会社が対処すべき課題、会社をとりまくリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換しています。

b．監査等委員会は、内部監査室の実施する内部監査の計画について協議に加わることができるものとし、内部監査室は、内部監査結果の報告等監査等委員会との連携に努めています。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社グループはヘルプライン規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社グループの取締役も委員に含めたリスク・コンプライアンス委員会において、期初に設定した優先対応リスクについて、対応状況等の報告と協議を行いました。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画書に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

６．　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。利益配分としては、時代のニーズに対応するための研究開発、生産、市場開拓等への投資を進めながら、競争力の維持・向上を図ることで安定的な利益を確保し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としています。

当事業年度につきましては、平成28年５月12日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
　当社普通株式１株につき金14円

② 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成28年６月30日

既に、平成27年12月２日に実施済みの中間配当金１株当たり10円とあわせて、年間配当金は１株当たり24円となります。

なお、剰余金の配当は株主総会によらず取締役会決議により行うことができる旨を定款で定めております。

７．　会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴うような大規模買付行為（下記(3)②aに定義されます。以下同じとします。）について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様に判断を委ねるべきものであると考えております。したがって、大規模買付行為があった場合にも、それが当社の企業価値の向上または株主の皆様共同の利益に資するものであれば、何らその行為を否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、当社が長年にわたり培った企業価値の源泉を理解することなく、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあるものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。そこで、当社は、特定の者またはグループが当社の議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することで、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令等および定款によって許容される限度において当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する取組みとして以下の施策を実施し、当社グループの企業価値・株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めております。

① ３ヵ年中期経営計画「Change & Challenge」ならびに「YSK Priority」

当社グループは、平成25年度から平成27年度までの３ヵ年中期経営計画「Change & Challenge」を策定し、(i)既存事業の深化、(ii)新商品（サービス）開発、(iii)新規顧客開拓、および(iv)新事業領域開拓に努めてまいりました。また、平成27年度には、低採算事業の整理を主体とする事業構造改革を実行し、収益基盤の強化に努めました。なお、平成28年度から平成30年度までの３ヵ年中期経営計画「YSK Priority」を新たに策定し、当社グループの企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めてまいる所存です。その詳細につきましては、招集ご通知の６頁の「１．企業集団の現況 (4)対処すべき課題」をご参照ください。

② コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、ステークホルダーから一層の期待と信頼を獲得するために、健全で透明性の高い経営を目指し、コーポレートガバナンスの強化を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けています。

当社の取締役会は社外取締役３名(内、監査等委員である取締役２名)を含む取締役10名で構成され、法令等で定められた事項および経営上の重要事項を審議・決定しています。監査等委員会は社外取締役２名を含む３名で構成され、監査等委員は取締役会やその他重要な会議への出席、業務および財産の状況調査等を通じて、取締役の業務執行を監査しています。また、当社は、社外取締役３名について、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員であると判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。かかる独立役員については、取締役会等における業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べる等、一般株主の利益保護のための行動をとることが期待されます。

こうした経営体制のもとで、会社法および金融商品取引法に準拠した内部統制システムの構築、リスクマネジメント・コンプライアンス関連の各種委員会を設置・運営することで具体的な施策を推進しています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するため、平成27年５月８日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決議し、平成27年６月26日開催の当社第56期

定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。本プランの概要は、以下のとおりです。

① 本プランの目的

当社は、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報および当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、特別委員会（下記②eに定義されます。以下同じとします。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいいます。）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成27年５月８日開催の取締役会において、本プランによる買収防衛策の継続を決定し、平成27年６月

26日開催の第56期定時株主総会にて、株主の皆様よりご承認いただきました。

② 本プランの内容について

ａ．対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の(a)ないし(c)のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます。）またはその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

(a) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

(b) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

(c) 上記(a)または(b)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数の場合を含みます。以下本(c)において同じとします。）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような当該他の株主に限ります。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為

ｂ．意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面および当該署名または記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。

ｃ．大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会および特別委員会が意向表明書を受領した日から５営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、大規模買付情報を提供していただきます。当社取締役会または特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。

d．取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には最長60日間、それ以外の場合には最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

e．特別委員会の設置

当社は、本プランによる買収防衛策の継続に当たり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役ならびに社外有識者の３名以上から構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を設置します。

f．特別委員会の勧告手続および当社取締役会による決議

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後５営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメーラーである等一定の事情を有していると認められる者であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとします。なお、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に問うべく当社株主総会を招集することができるものとします。

ｇ．対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします。ただし、会社法その他の法令等および当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

③　本プランの有効期間および継続について

本プランの有効期間は、当社第56期定時株主総会において本プランによる買収防衛策継続に関する承認議案が承認可決された時点から当該定時株主総会終了後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者または当該行為を企図する者であって特別委員会において定める者が存在する場合には、当該行われているまたは企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

また、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または(ii)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

(4) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断および理由

当社取締役会は、本プランは、当社グループの企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的とするものであり、基本方針に沿うものと考えます。

また、本プランは、(i)株主、投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を高めるため、事前の開示がなされていること、(ⅱ)本プランの存続が株主の皆様の意思に係らしめられていること、および(ⅲ)経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動の是非を判断する場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしていること等から、当社取締役会は、本プランは当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の取締役の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(注)　事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、また割合、１株当たりの数値および持株比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**13,580,788**	**流動負債**	**3,737,853**
現金及び預金	6,848,038	支払手形及び買掛金	1,156,738
受取手形及び売掛金	3,711,358	短期借入金	500,000
商品及び製品	956,080	1年内返済予定の長期借入金	1,100,000
仕掛品	162,623	リース債務	9,175
原材料及び貯蔵品	1,666,313	未払法人税等	111,266
繰延税金資産	68,193	未払消費税等	219,968
その他	172,017	賞与引当金	99,413
貸倒引当金	△3,836	事業整理損失引当金	42,976
固定資産	**9,024,030**	その他	498,313
有形固定資産	**7,181,407**	**固定負債**	**203,439**
建物及び構築物	2,506,100	リース債務	12,685
機械装置及び運搬具	1,759,955	繰延税金負債	160,292
土地	2,813,263	退職給付に係る負債	20,451
リース資産	20,492	長期未払金	10,010
建設仮勘定	40,619		
その他	40,975		
無形固定資産	**29,403**	**負債合計**	**3,941,292**
投資その他の資産	**1,813,219**	（純資産の部）	
投資有価証券	1,503,405	**株主資本**	**18,234,669**
退職給付に係る資産	144,173	資本金	3,617,642
繰延税金資産	7,033	資本剰余金	3,414,133
その他	164,078	利益剰余金	11,826,088
貸倒引当金	△5,471	自己株式	△623,194
		その他の包括利益累計額	**428,177**
		その他有価証券評価差額金	428,177
		新株予約権	**680**
		純資産合計	**18,663,526**
資産合計	**22,604,819**	**負債及び純資産合計**	**22,604,819**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		18,583,381
売上原価		14,739,224
売上総利益		3,844,157
販売費及び一般管理費		3,177,831
営業利益		666,326
営業外収益		
受取利息	2,094	
受取配当金	51,181	
受取賃貸料	62,245	
その他	70,917	186,438
営業外費用		
支払利息	3,402	
為替差損	28,119	
たな卸資産廃棄損	48,454	
損害賠償金	6,886	
減価償却費	50,600	
その他	37,966	175,430
経常利益		677,335
特別利益		
固定資産売却益	1,522	
投資有価証券売却益	706,990	
国庫補助金	36,303	744,816
特別損失		
固定資産売却損	1,596	
固定資産除却損	3,446	
事業再編損	95,094	
事業整理損失引当金繰入額	42,976	
損害賠償金	13,628	
関係会社株式売却損	233,252	
減損損失	160,430	550,425
税金等調整前当期純利益		871,725
法人税、住民税及び事業税	264,891	
法人税等調整額	△27,494	237,397
当期純利益		634,328
親会社株主に帰属する当期純利益		634,328

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日　残高	3,617,642	3,414,133	11,489,360	△623,001	17,898,135
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△297,600		△297,600
親会社株主に帰属する当期純利益			634,328		634,328
自己株式の取得				△193	△193
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	336,728	△193	336,534
平成28年３月31日　残高	3,617,642	3,414,133	11,826,088	△623,194	18,234,669

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成27年４月１日　残高	1,153,426	143,798	1,297,224	853	19,196,212
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△297,600
親会社株主に帰属する当期純利益					634,328
自己株式の取得					△193
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△725,249	△143,798	△869,047	△173	△869,220
連結会計年度中の変動額合計	△725,249	△143,798	△869,047	△173	△532,686
平成28年３月31日　残高	428,177	―	428,177	680	18,663,526

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

焼津水産化学工業株式会社
　取締役会　御中

芙蓉監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木　潤　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木信行　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、焼津水産化学工業株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、焼津水産化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流　動　資　産	**13,096,558**	**流　動　負　債**	**3,513,829**
現金及び預金	6,501,103	買掛金	1,093,111
受取手形	245,754	短期借入金	500,000
売掛金	3,224,191	1年内返済予定の長期借入金	1,100,000
商品及び製品	814,237	リース債務	3,360
仕掛品	162,623	未払金	244,654
原材料及び貯蔵品	1,569,516	未払法人税等	97,192
繰延税金資産	56,341	未払消費税等	198,480
短期貸付金	360,000	未払費用	64,046
その他	162,790	預り金	20,299
固　定　資　産	**9,100,342**	賞与引当金	91,213
有形固定資産	**7,122,834**	設備関係未払金	53,391
建物	2,104,608	事業整理損失引当金	42,976
構築物	399,055	その他	5,103
機械及び装置	1,724,962	**固　定　負　債**	**172,964**
車両運搬具	1,058	リース債務	5,512
工具器具及び備品	30,815	長期未払金	7,160
土地	2,813,263	繰延税金負債	160,292
リース資産	8,450		
建設仮勘定	40,619		
無形固定資産	**25,824**		
のれん	3,186	**負　債　合　計**	**3,686,794**
工業所有権	487	（純資産の部）	
電話加入権	5,631	**株　主　資　本**	**18,083,412**
水道施設利用権	626	**資　本　金**	**3,617,642**
ソフトウェア	15,892	**資本剰余金**	**3,414,133**
投資その他の資産	**1,951,683**	資本準備金	3,414,133
投資有価証券	1,489,430	**利益剰余金**	**11,674,831**
関係会社株式	200,000	利益準備金	348,182
関係会社長期貸付金	10,000	その他利益剰余金	11,326,648
前払年金費用	144,173	固定資産圧縮積立金	36,384
出資金	57,410	別途積立金	8,400,000
長期前払費用	5,021	繰越利益剰余金	2,890,264
その他	51,119	**自　己　株　式**	**△623,194**
貸倒引当金	△5,471	**評価・換算差額等**	**426,013**
		その他有価証券評価差額金	426,013
		新　株　予　約　権	**680**
		純　資　産　合　計	**18,510,106**
資　産　合　計	**22,196,901**	**負債及び純資産合計**	**22,196,901**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		13,793,074
売上原価		11,208,870
売上総利益		2,584,204
販売費及び一般管理費		1,920,194
営業利益		664,010
営業外収益		
受取利息	7,721	
受取配当金	51,039	
受取賃貸料	89,674	
貸倒引当金戻入額	5,637	
雑収入	63,635	217,708
営業外費用		
支払利息	3,210	
為替差損	20,720	
たな卸資産廃棄損	48,454	
損害賠償金	6,877	
減価償却費	73,618	
雑損失	38,964	191,845
経常利益		689,873
特別利益		
固定資産売却益	1,522	
投資有価証券売却益	706,990	
国庫補助金	36,303	744,816
特別損失		
固定資産売却損	1,596	
固定資産除却損	754	
事業再編損	95,094	
事業整理損失引当金繰入額	42,976	
損害賠償金	13,628	
関係会社株式売却損	448,980	
減損損失	160,430	763,461
税引前当期純利益		671,228
法人税、住民税及び事業税	246,086	
法人税等調整額	△24,369	221,716
当期純利益		449,511

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成27年４月１日　残高	3,617,642	3,414,133	3,414,133	348,182	37,699	8,400,000	2,737,037	11,522,919
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△297,600	△297,600
固定資産圧縮積立金の取崩					△1,315		1,315	—
当期純利益							449,511	449,511
自己株式取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△1,315	—	153,227	151,911
平成28年３月31日　残高	3,617,642	3,414,133	3,414,133	348,182	36,384	8,400,000	2,890,264	11,674,831

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成27年４月１日　残高	△623,001	17,931,694	1,149,672	1,149,672	853	19,082,221
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△297,600				△297,600
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
当期純利益		449,511				449,511
自己株式取得	△193	△193				△193
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△723,658	△723,658	△173	△723,832
事業年度中の変動額合計	△193	151,718	△723,658	△723,658	△173	△572,114
平成28年３月31日　残高	△623,194	18,083,412	426,013	426,013	680	18,510,106

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

焼津水産化学工業株式会社
　取締役会　御中

芙蓉監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　　潤	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　信　行	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、焼津水産化学工業株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方法、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについて、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月19日

焼津水産化学工業株式会社　監査等委員会

監査等委員　加藤　康　㊞

監査等委員　高藤忠治　㊞

監査等委員　小山圭子　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	山田（やまだ）　潤（じゅん） （昭和51年７月９日生）	平成13年４月　当社入社 平成23年７月　商品開発センター調味料開発部課長 平成26年４月　開発本部開発センター長 平成26年６月　執行役員開発本部長兼開発センター長 平成26年６月　ＵＭＩウェルネス株式会社取締役 平成27年６月　取締役執行役員経営統括本部長兼経営企画部長 平成27年６月　マルミフーズ株式会社監査役兼ＵＭＩウェルネス株式会社監査役 平成28年４月　代表取締役社長（現任）	5,000株

選任理由

山田潤氏は、長年にわたり開発部門に携わり、当社の強みである開発技術に関して豊富な経験と実績を有しています。新たな中期経営計画のスタートを迎えるにあたり、若い力で経営のリーダーシップを発揮していただけると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	松田（まつだ）　秀喜（ひでき） （昭和27年８月20日生）	昭和53年４月　宝酒造株式会社入社 平成14年４月　同社　ＴＳセンター長 平成17年４月　当社出向　企画開発室部長 平成17年７月　開発本部調味料開発部長 平成19年６月　取締役開発本部研究開発部長 平成21年７月　取締役研究開発センター調味料開発部長 平成22年８月　取締役生産本部製造部長 平成22年11月　取締役経営統括本部長兼経営企画部長 平成23年４月　取締役経営統括本部長兼総務・人事部長 平成23年６月　オーケー食品株式会社監査役兼マルミフーズ株式会社監査役兼ＵＭＩウェルネス株式会社監査役 平成23年12月　取締役経営統括本部長兼経営企画部長 平成25年４月　常務取締役開発本部長 平成25年４月　ＵＭＩウェルネス株式会社取締役 平成26年６月　取締役専務執行役員経営統括本部長兼開発本部管掌 平成26年６月　ＵＭＩウェルネス株式会社監査役 平成26年９月　代表取締役専務執行役員経営統括本部長兼営業統括部長兼営業本部・開発本部管掌 平成27年４月　代表取締役専務執行役員営業本部長兼開発本部管掌 平成27年６月　代表取締役専務執行役員営業本部長 平成28年４月　代表取締役専務執行役員開発本部長（現任） 平成28年４月　ＵＭＩウェルネス株式会社取締役（現任）	11,300株

選任理由
松田秀喜氏は、長年にわたり開発部門に携わるとともに、経営部門や営業部門を経験するなど、豊富な知識と経験を有しています。今後の当社の経営戦略を実現するにあたり、業務執行の管理・監督をしていただけると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	石川（いしかわ） 眞理子（まりこ） （昭和34年６月26日生）	昭和58年４月　当社入社 平成６年３月　製造部　工場長 平成13年８月　生産本部品質保証部品質保証課長 平成15年７月　品質保証室長 平成17年７月　品質保証センター長 平成19年６月　取締役品質保証センター長 平成22年11月　常務取締役生産本部長 平成23年４月　常務取締役生産本部長兼製造部長 平成23年６月　オーケー食品株式会社取締役 平成24年３月　常務取締役生産本部長兼生産技術センター長 平成24年11月　常務取締役品質保証センター長 平成25年４月　常務取締役営業本部長兼営業統括部長 平成26年６月　取締役常務執行役員営業本部長兼営業統括本部長 平成26年９月　取締役常務執行役員営業本部海外営業部長兼海外特命担当 平成27年４月　取締役執行役員経営統括本部長兼海外特命担当兼経営企画部長 平成27年６月　取締役執行役員品質保証室・内部監査室管掌 平成28年４月　取締役常務執行役員品質管理本部長（現任）	11,900株
選任理由 石川眞理子氏は、長年にわたり品質管理部門に携わるとともに、生産部門や営業部門を経験するなど、幅広い知識と経験を有しております。今後の当社の品質管理の向上推進において適任であると判断し、取締役候補者としております。			
4	田中（たなか） 勝弘（かつひろ） （昭和35年12月８日生）	昭和58年５月　当社入社 平成18年７月　購買部購買課長 平成26年７月　購買部長 平成27年３月　生産本部副本部長兼購買部長 平成27年４月　生産本部長兼購買部長 平成27年６月　取締役執行役員生産本部長兼購買部長 平成28年４月　取締役執行役員営業本部長（現任）	4,000株
選任理由 田中勝弘氏は、長年にわたり購買部門に携わるとともに、生産部門を経験するなど、現場に精通した豊富な知識と経験を有しています。現場力を活かした業務執行の管理・監督をしていただけると判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	※ 内山 毅彦（うちやま たけひこ） （昭和37年３月８日生）	昭和59年４月　当社入社 平成12年７月　生産本部管理部管理課長 平成16年７月　開発・生産本部製造部長代理 平成17年７月　経営統括本部経営企画部長 平成22年８月　生産本部購買部長 平成24年３月　生産本部製造部大東工場長 平成24年11月　生産本部長兼生産技術センター長 平成25年６月　取締役生産本部長兼購買部長兼生産技術センター長 平成26年４月　取締役生産本部長 平成26年６月　執行役員経営統括本部経理部長 平成26年９月　執行役員経営統括副本部長兼経理部長 平成26年９月　大連味思開生物技術有限公司董事 平成27年４月　執行役員経営統括副本部長兼経理部長兼IR・広報室長 平成28年４月　執行役員経営統括本部長兼経営企画部長（現任） 平成28年４月　マルミフーズ株式会社監査役兼ＵＭＩウェルネス株式会社監査役（現任）	5,000株
選任理由 内山毅彦氏は、長年にわたり生産部門および経営部門に携わり、経営に関する豊富な知識と経験を有しています。今後の当社の経営戦略を実現するにあたり、経験を活かした判断をしていただけると判断し、取締役候補者としております。			
6	※ 高藤 忠治（たかとう ただはる） （昭和26年１月14日生）	昭和48年４月　株式会社静岡銀行入行 平成11年４月　同行　執行役員沼津支店長 平成13年６月　同行　常務執行役員東部カンパニー長 平成15年６月　同行　取締役常務執行役員支店営業担当営業副本部長 平成17年６月　同行　取締役副会長 平成19年６月　静岡不動産株式会社代表取締役社長 平成20年６月　同社　代表取締役会長 平成25年６月　同社　取締役会長 平成26年６月　同社　取締役会長　退任 平成26年６月　当社　社外監査役 平成27年６月　当社　取締役（監査等委員）（現任）	―株
選任理由 高藤忠治氏は、財務、会計および経営に関する豊富な知識と経験を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、当社の経営の監視をしていただけると判断し、社外取締役候補者としております。			

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．高藤忠治氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の当社社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
３．当社は、高藤忠治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員（社外取締役）となる予定です。
４．※は、新任取締役候補者であります。

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役 高藤忠治氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※ 藤井（ふじい）　明（あきら） （昭和26年１月27日生）	昭和49年４月　三菱商事株式会社入社 平成14年３月　米国三菱商事会社　生活産業部門SVP 平成16年４月　三菱商事株式会社　食糧本部戦略企画室長 平成17年４月　同社　執行役員　食糧本部長 平成20年４月　米久株式会社　顧問 平成20年５月　同社　代表取締役社長 平成25年５月　同社　常任相談役 平成26年５月　同社　相談役（非常勤） 平成27年５月　同社　相談役（非常勤）退任	―株
選任理由 藤井明氏は、長年にわたる経営経験により深い見識と実績を有しており、取締役会の監督機能強化のための経営の監督・監視と助言をしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。		

（注）１．藤井明氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．藤井明氏は、社外取締役候補者であります。なお、原案どおり選任された場合、同氏を独立役員（社外取締役）として届け出る予定です。
３．※は、新任取締役候補者であります。

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※ 高藤　忠治（たかとう　ただはる） （昭和26年１月14日生）	昭和48年４月　株式会社静岡銀行入行 平成11年４月　同行　執行役員沼津支店長 平成13年６月　同行　常務執行役員東部カンパニー長 平成15年６月　同行　取締役常務執行役員支店営業担当営業副本部長 平成17年６月　同行　取締役副会長 平成19年６月　静岡不動産株式会社代表取締役社長 平成20年６月　同社　代表取締役会長 平成25年６月　同社　取締役会長 平成26年６月　同社　取締役会長　退任 平成26年６月　当社　社外監査役 平成27年６月　当社　取締役（監査等委員）（現任）	―株
選任理由 高藤忠治氏は、財務、会計および経営に関する豊富な知識と経験を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、当社の経営の監視をしていただけると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。		

（注）１．高藤忠治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．高藤忠治氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。また、高藤忠治氏の当社社外取締役および監査等委員である取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

３．高藤忠治氏は、第１号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役以外の取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員である取締役以外の取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。

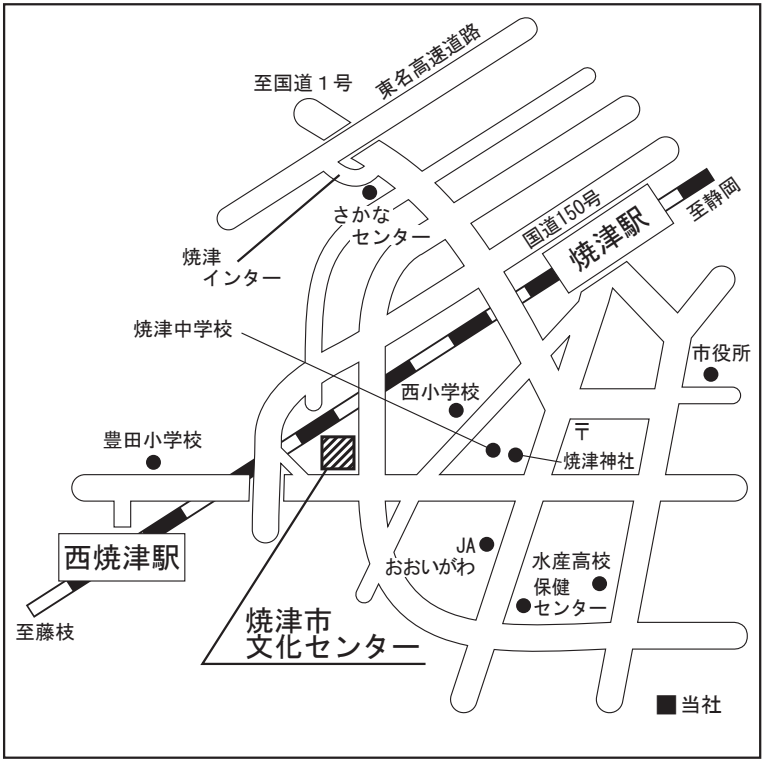
４．当社は、高藤忠治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として同取引所に届け出ており、第１号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員（社外取締役）とする予定ですが、監査等委員である取締役に就任した場合も、引き続き独立役員とする予定です。

以　上

〈メ　モ　欄〉

第57期定時株主総会会場ご案内図

会場　静岡県焼津市三ヶ名1550番地
焼津市文化センター１階小ホール
電話　054（627）3111



交通・JR東海焼津駅南口より1.5km、徒歩25分
・JR東海西焼津駅北口より２km、徒歩30分
・東名高速道路焼津インターより３km